

# 特定非営利活動法人さざなみの会 介護職員初任者研修（通信課程）

## 学 則

### 第1条 研修の目的

これからの高齢化社会と障がい者支援において、より専門的な知識や技術を習得した介護職員を養成し、地域福祉に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

### 第2条 研修の名称

特定非営利活動法人さざなみの会 介護職員初任者研修

### 第3条 法人の名称、住所

特定非営利活動法人 さざなみの会

〒880-0021 宮崎県宮崎市清水3丁目7番地2 アイビル2階

### 第4条 指定番号

45053

### 第5条 事業所の概要

平成6年に任意団体として設立し、高齢者や障がい者を対象としたボランティア活動の普及拡大に携わってきた。平成22年4月に法人格を取得し、「宮崎県中途失明者歩行訓練事業」や「同行援護従業者養成研修」「介護職員初任者研修」等を行ってきた。令和元年に「特定相談支援事業」や「障害児相談支援事業」を開設、令和5年3月より「就労継続支援B型事業所」を開設、誰もが役割を持ち、生き生きとした人生を送ることができる“地域共生社会”の実現を目指している。

### 第6条 研修カリキュラム

通信形式

別紙：1-1を参照

### 第7条 講義、演習室

社会医療法人 けいめい記念病院（中2階会議室）

宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野762番地

### 第8条 講師プロフィール

別紙：1-2を参照

## 第9条 使用テキスト

中央法規出版発刊 「介護職員初任者研修課程テキスト」

## 第10条 講義を通信の方法によって行う地域

宮崎県（面接授業への通学が可能な者）

## 第11条 研修修了の認定方法

以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。

(1) 研修カリキュラム（必須科目）の全科目を履修すること。但し、欠席については、当法人が定める規程対象者のみとする。

(2) 研修カリキュラム「こころとからだのしくみと生活支援技術」において、基礎的知識の理解、生活支援技術の習得状況における評価が、各カリキュラムにおいてB評価以上であること。尚、評価基準は以下のとおりとし、各担当講師が評価するものとする。

A：的確にできている B：概ねできている C：不十分

(3) 添削問題（※）において、100点満点中70点以上に達していること。尚、添削問題は一部紙を用いるが、何れも指定する期日迄に提出するものとする。

※eラーニングシステム：生徒が職場や自宅などでパソコン、スマートフォン、タブレットを使用しながら、どこでも自由に学習出来るシステム。

(4) 修了評価試験において、100点満点中60点以上に達していること。尚、上記の要件に満たない場合は、以下のとおり対応するものとする。(1)(2)の場合は、同内容による補講を有料にて実施する。(3)の場合は、定められた期間内に再度提出する。(4)の場合は、有料にて補講を実施し、再試験を行う。但し、(1)(2)の補講にかかる費用は、1科目あたり各5,000円、(4)の補講にかかる費用は、1回当たり5,000円とする。

## 第12条 研修欠席者に対する補講の方法

当法人が定めた下記対象者のみ補講対象者とし、有料にて対応するものとする。補講料金は、1科目あたり各5,000円とする。

- (1) 病気等の理由
- (2) 災害、事故等の理由
- (3) その他（当法人が認めたもの）

## 第13条 受講定員

20名

## 第14条 受講要件

訪問介護事業に従事しようとする者、又は、在宅等を問わず介護の業務に従事しようとする者。

#### 第 15 条 募集方法

チラシの配布、ホームページによる広報、新聞等への掲載等。

#### 第 16 条 受講手続

受講希望者には、募集要項、日程表、申込書を送付し、郵送、FAX、メールによる申し込みを受け付け、先着順とする。

#### 第 17 条 受講料、補講に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその他支払方法

(1) 受講料：50,000 円（税込、テキスト代込）を指定期日までに指定口座に振り込む（振込手数料は本人負担）ものとする。

(2) 補講料：1 科目あたり 5,000 円を指定期日までに指定口座に振り込む（振込手数料は本人負担）ものとする。

#### 第 18 条 解約条件及び返金の有無

開講日前日迄に解約の申し出があった場合についてのみ、振込手数料及びテキスト代を除く金額を返金するものとする。

#### 第 19 条 受講中の事故等への対応

受講者全員、傷害保険に加入することとし、受講中の事故に関しては当該保険にて対応するものとする。

#### 第 20 条 個人情報の取扱い

当法人が得た情報は、本研修以外には利用しないこととする。但し、本研修で使用する場合は、当法人個人情報保護に関する方針に基づき、適切に対応するものとする。

#### 第 21 条 情報の開示を行うホームページURL

[http:// www.sazanaminokai.org/](http://www.sazanaminokai.org/)

#### 第 22 条 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

特定非営利活動法人さざなみの会 理事長 土屋 広明  
0985-65-8222

#### 第 23 条 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

特定非営利活動法人さざなみの会 部長 濱崎 正己

0985-65-8222

第 24 条 法人及び事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

特定非営利活動法人さざなみの会 副理事長 牧野 剛

0985-65-8222

第 25 条 その他研修に関する必要事項

- (1) 受講希望者が 5 名に満たない場合は、開講を中止とし、受講生に対し開講の 3 日迄には連絡を行うものとする。尚、受講料納付済み者に対しては、振込手数料及びテキスト代を除く全額を返金するものとする。
- (2) 修了証明書を亡失及び毀損した場合は、当法人の研修を修了したとする証明書の交付を行うものとするが、その際の交付に係る費用は 1,000 円とし、指定期日までに指定口座に振り込むものとする（振込手数料は本人負担）。
- (3) 受講に係る本人確認については、本人同意の上、下記①～⑧のいずれかにより確認するものとする。
  - ①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
  - ②住民基本台帳カードの提示
  - ③在留カード等の提示
  - ④健康保険証の提示
  - ⑤運転免許証の提示
  - ⑥パスポートの提示
  - ⑦年金手帳の提示
  - ⑧国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

尚、本学則において追加事項等がある場合は、研修責任者の承認を経て変更する。

附則

本学則は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。